

令和 8 年 4 月 10 日
第 1 回青森市議会全員協議会
都市整備部道路維持課

除排雪業務の契約内容及び支払い方法について

1 除排雪業務にかかる契約について

青森地区における除排雪事業は、昭和 50 年代前半までは本市職員による直営で実施していたが、昭和 50 年代後半から民間事業者の協力を得ながらの除排雪体制に移行した。平成 15 年度には直営部隊を廃止し全ての除排雪作業を事業者へ委託している。

工区・路線		契約区分	契約内容	契約方式
全面委託工区	住宅密集地の生活道路の除雪・排雪を一体で実施する業務	シーズン	除排雪重機の維持に係る最低必要額を保障した上で、降雪量及び評定に基づき契約金額を変更し支払い	地方自治法第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
指定委託工区(除雪)	郊外の生活道路の除雪を実施する業務	シーズン		
郊外幹線(除雪)	郊外幹線(郊外地域における主要幹線)の除雪を行う業務	シーズン		
指定委託工区(排雪)	郊外の生活道路の排雪を実施する業務	単価	除排雪重機の維持に係る最低必要額を保障した上で、作業時間の実績に基づき支払い	
幹線 補助幹線	主に幹線(バス路線等の主要幹線)及び補助幹線(幹線と幹線を結ぶ路線等)の道路状況によって除雪又は除排雪を実施する業務	単価		
郊外幹線(排雪) 郊外幹線(除排雪)	郊外幹線(郊外地域における主要幹線)の排雪を行う業務及び除排雪を行う業務	単価		
狭隘路線	道路幅が狭いなどの理由により通常の除排雪が実施できないため、小型の機械で除排雪を実施する業務	単価		

【契約方式について】

効率的な除排雪作業の実施のため、除排雪事業者はその地区における道路状況等を把握していることが望ましいことから、それまで当該工区及び路線で除排雪作業の実績のある事業者との契約を基本としている。

なお、評定の結果等により事業者の変更がある場合は、事業者を公募し、応募のあった事業者について、

- ・ 除雪機械及びダンプの保有状況
- ・ これまでの道路除排雪の経験の有無
- ・ これまで受託している工区や路線との関連性による効率性
- ・ 会社の所在地等から募集工区等までの距離

などを総合的に判断し、事業者を選定、契約を行っている。

2 契約内容の詳細と履行確認・支払いについて

(1) シーズン契約

暖冬や少雪時においても除排雪に使用する車両の調達が容易になるなど、従業員の雇用の安定につなげることを目的とした契約。

① 契約内容

降雪量400センチメートルを基準とした各工区の直近10年間の除排雪回数の実績を基にした概算額により当初契約を行い、シーズン終了時に累計降雪量や評定を基に変更契約を実施して、契約金額を確定。

～例～ 変更契約金額＝当初契約額×（累計降雪量/基準降雪量）

○累計降雪量300cm・当初契約額1,000万円の場合

10,000,000円×300cm/400cm＝7,500,000円（2,500,000円の減）

○累計降雪量650cm・当初契約額1,000万円の場合

10,000,000円×650cm/400cm＝16,250,000円（6,250,000円の増）

② 履行確認

各地区パトロールの現場確認に加え、事業者から提出される残路線図、日報及びタコグラフをもとに履行確認。

③ 支払方法

委託料の支払いについては、2回の分割払いとしており、1回目は、2月に委託料の6割を支払い、2回目は、累計降雪量や評定に基づく変更契約を契約期間完了前に締結し、事業者からの請求により支払いを行っている。

(2) 単価契約

降雪量に応じた、作業実績による契約。

① 契約内容

除排雪作業に係る時間単価を契約し、作業実績に基づき、単価×作業時間により支払額を確定。

② 履行確認

各地区パトロールの現場確認に加え、事業者から提出される残路線図、日報及びタコグラフをもとに履行を確認。

③ 支払方法

月毎に、事業者から提出される日報及びタコグラフを検収し、必要に応じて事業者に内容を確認した上で決定した委託料を翌月末日までに事業者から市に請求を受け、請求があった日から30日以内に支払いを行っている。

【最低保障額について】

少雪により除排雪作業を行わなかった場合においても、委託事業者が除排雪体制を維持することができるよう、除排雪機械の維持等に必要な費用について最低保障額として保障している。

最低保障額の内訳は、除排雪機械を持続して使用するために必要となる整備及び修理等にかかる維持修理費、継続保有していくための保険料や各種税金、保管等に必要経費である管理費、除排雪作業を行うための諸経費を想定しており、青森地区におけるシーズン契約においては、直近 10 年間の累計降雪量の平均値（525 c m）を基準とする想定契約金額の 4 割、また、幹線等の単価契約においては、路線に応じた想定出動経費の 4 割を、最低保障として支払うこととしている。最低保障額は、契約締結後必要に応じて事業者側から市に請求することとしている。

【シーズン契約の契約書】

[〇〇 全面委託工区除排雪 〇〇〇]

除 排 雪 作 業 委 託 契 約 書

委託者 青森市中央一丁目 2 2 番 5 号
青 森 市

受託者

保証人

上記当事者間において、除排雪作業委託のため、次のとおり契約を締結した。

(委託作業)

第 1 条 委託者は、次に掲げる作業（以下「委託作業」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託した。

作 業 名 〇〇〇 除排雪作業

作業内容 別紙、除排雪作業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(委託期間)

第 2 条 委託期間は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、降積雪状況により、委託期間は変更することができる。

(委託料の額及び支払)

第 3 条 委託料は、金 〇〇〇 円（うち 〇〇〇 円は、消費税額と地方消費税額の合算額）とし、車両及び機械の運転並びに誘導、監督及びパトロールの経費一切を含むものとする。

2 前項の税額は、消費税法第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定により算出したもので、委託料に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。

3 第 1 項の委託料の支払は、2 回の分割払いとし、1 回目については、金 〇〇〇 円を令和 8 年 1 月 3 1 日までに、2 回目については、金 〇〇〇 円を令和 8 年 3 月 3 1 日までに、受託者は、請求書により委託者に請求するものとし、委託者は、当該請求のあった日から 3 0 日以内にそれぞれ受託者に支払うものとする。ただし、第 5 条第 3 項の規定により、受託者が最低保障の支払いを受けた場合にあっては、1 回目は金 〇〇〇 円、2 回目については、金 〇〇〇 円とする。

4 委託者は、必要があると認めるときは、前項の分割払いの回数を変更することができる。

(契約保証金)

第 4 条 受託者は、契約を締結する際に、第 3 条第 1 項に規定する委託料の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をしなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約を履行したときは、受託者の請求により遅滞なく前項の契約保証金

等を受託者に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 受託者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保険契約を付す場合は、当該保証は第16条第2項各号に規定する者による契約の解除についても保証するものでなければならない。

(最低保障の額及び支払)

第5条 最低保障額は、金 〇〇〇 円 (うち 〇〇〇 円は、消費税額と地方消費税額の合算額) とする。

2 前項の税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、最低保障額に110分の10を乗じて得た額である。

3 受託者は、令和7年1月14日までに請求書により最低保障額を請求することができる。

4 前項の規定により最低保障額を請求する場合にあっては、受託者は、第18条の規定により、受託者と同等以上の能力及び資格を有する保証人を立てるものとする。

5 委託者は、第3項の請求があった日から起算して15日以内に最低保障額を支払うものとする。

(委託料の変更)

第6条 第3条に規定する委託料の額は、累計降雪量が400cmの場合とし、累計降雪量が400cmを上回った場合又は下回った場合、第3条に規定する委託料に累計降雪量を400cmで除した値を乗じた額(第5条第1項に規定する最低保障額を下回る場合は、最低保障額の額)に変更するものとする。ただし、累計降雪量が400cmを上回った場合であっても、除排雪業務評定要領に基づく評定結果が不可であった場合は変更しないものとする。

2 前項の累計降雪量は、第2条の委託期間内における青森地方気象台が観測した青森地点の累計降雪量を基に委託者が算出した値とし、書面により受託者に通知するものとする。

3 委託者は、第1項又は前項の場合のほか、必要があると認めるときは、書面により受託者に通知して、委託料を変更することができる。

(物価の変動に基づく委託料の変更)

第7条 委託者又は受託者は、特別な要因により第2条の委託期間内に日本国内における燃料油の価格に著しい変動を生じ、委託料が不相当となったときは、委託料の変更を請求することができ、別紙除排雪作業にかかる単品スライド条項の運用に定めるところによる。

2 前項の場合における委託料の変更については、委託者及び受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

3 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の規定による請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(権利の譲渡等の制限)

第8条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第9条 受託者は、委託作業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(作業主任者)

第10条 受託者は、委託作業を指導監督する作業主任者を選定し、速やかにその氏名等を委託者に通知しなければならない。

2 委託者から受託者に対して、前項の通知に係る作業主任者の指導監督が不相当であると申入れが

あったときは、受託者は、委託作業の実施に支障がないよう万全の対策をとるものとする。

- 3 作業主任者は委託作業の実施について、委託者と連絡を密にし、仕様書に明示されていない事項等については、委託者の指示に従わなければならない。

(実施状況の検査等)

第11条 委託者は、委託作業の実施状況を随時検査することができる。

- 2 委託者は、前項の検査の結果、受託者の行った委託作業が仕様書に適合しないと認めた場合は、委託作業の手直しを請求することができる。

(委託作業の実施に係る損害)

第12条 委託作業の実施に当たり受託者に生じた損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担とする。

- 2 委託作業の実施に当たり受託者が第三者に及ぼした損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の責任と負担においてその賠償をするものとする。

(除排雪作業平準化のための努力義務)

第12条の2 受託者は、周辺地域等における作業の進捗のばらつきを解消するため、本契約以外の除排雪作業についても可能な限り協力することとする。

- 2 第1項の作業を行ったことによる費用の負担や、物損が発生した場合等、損害の負担については、作業を実施した事業者の責任によるものとする。

(履行の確保)

第13条 受託者は、委託者の指示に従わず、又は、連続した降雪等により除排雪作業に遅れが生じたことと認められ、市の要請により委託者（委託者から当該作業を請け負った者を含む。）が受託者に代わって当該委託作業を実施したときは、その費用を弁償しなければならない。

- 2 前項の弁償の額は、別表に定める区分ごとの単価により算出した額とし、車両及び機械の運転並びに誘導及び監督の経費を一切含むものとする。
- 3 前項で算出した弁償の額は、第3条第3項に規定する2回目の支払金額から控除するものとする。この場合において、弁償の額になお余剰があり、1回目の支払金額が支払われてないときは、1回目の支払金額（ただし、第5条第5項の規定により最低保障額の支払があったときは、最低保障額を控除した額）から控除するものとする。
- 4 前項の場合において、控除しきれない金額（以下「超過額」という。）があるときは、受託者は、第3条第3項の規定による委託料及び第5条第5項の規定による最低保障額の受領済の額から、その超過額を第2項で算出した弁償の金額が確定した日から30日以内に、委託者に返還しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく委託作業を実施しなかったとき、又は実施する見込みがないと認められるとき。
- (2) 委託作業の実施状況が著しく不適當であると認められるとき。
- (3) 第9条の規定に違反したとき。
- (4) この契約に関し、刑法（明治40年法律第45号）第198条の規定による刑（受託者が法人である場合には、その役員又はその使用人に対する刑を含む。）が確定したとき。
- (5) その他この契約に違反したとき。

- 2 委託者は、前項及び第15条の規定によりこの契約を解除した場合において、既に委託作業を実

施した部分（以下「既成部分」という。）があるときは、当該既成部分に相当する額を委託料として受託者に支払うものとする。

- 3 前項の場合において、第3条第3項の規定による委託料及び第5条第5項の規定による最低保障額の支払があったときは、当該支払済の額を前項の委託料から控除するものとし、当該支払済の額が前項の委託料の額を超えるときは、受託者は、当該超える額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の催告によらない解除権）

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利または義務を第三者へ譲渡し、又は引き受けさせたとき。
- (2) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行員防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。
 - イ 公正取引委員会が、受託者又は受託者を構成員に含む事業者団体に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき（受託者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあつては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき）。
 - ロ 受託者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。
 - ハ 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員を含む。）又はその使用人に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）又はその使用人が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、受託者が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（違約金）

第16条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、契約保証金等を免除したものであるときは、第3条第1項に規定する委託料の100分の10に相当する額を違約金として受託者から徴収する。この場合において、違約金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 一 第14条第1項及び第15条の規定によりこの契約が解除された場合。
 - 二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の責務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 委託者は、第14条第1項及び第15条の規定により委託者がこの契約を解除したときは、第4条第1項の契約保証金等は違約金として委託者に帰属するものとする。

（損害賠償）

第17条 委託者は、第14条第1項及び第15条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受託者から徴収する。

（契約の保証）

第18条 保証人は、この契約によって受託者に生じる違約金及び損害賠償金について受託者と連帯して履行の責めを負うものとする。

- 2 保証人は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合において委託者から請求があったときは、受託者に代わって自ら業務委託を履行することを保証するものとする。
- （1）その責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を履行しなかったとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - （2）その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 保証人は、前項の請求があった場合は、この契約に基づく受託者の権利及び義務を継承するものとする。
- 4 前3項及び次条の規定は、受託者が第5条の規定による最低保障額の請求をしない場合は、効力を有しないものとする。

（保証人の変更）

第19条 受託者は、保証人が死亡し、又はその資格能力を失った場合は、速やかにこれに代わる者を保証人として立てなければならない。

（協議事項）

第20条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者及び受託者が（第18条の規定により契約の保証をなしたときは、保証人を含む。）協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、契約の保証をなしたときは、この契約書を3通作成し、委託者、受託者及び保証人が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月31日

委託者 青森市長 西 秀 記 印

受託者 印

保証人 印

別紙（第1条関係）

除 排 雪 作 業 委 託 仕 様 書

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、委託者と受託者との間における除排雪作業委託契約に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載されていない事項については、除排雪事業実施計画に定める事項のほか、委託者の指示によるものとする。

なお、委託者、受託者及び地元町会等が地域コミュニティ除排雪制度に基づき、受託工区内の除排雪方法に関して協定を締結した場合は、本仕様書の規定に関わらず、当該協定の内容を優先する。

（業務内容）

第2条 業務内容は、次のとおりとする。

〇〇〇 除排雪作業 〇〇〇 km（狭隘延長 〇〇〇 km）と、市が指示する除排雪作業

（除排雪作業時間及び除排雪車両等の調達基準）

第3条 委託期間中における除排雪作業時間は、委託者の指示によるものとし、除排雪車両等の調達にあたっては、道路運送車両法による車両検査に合格し、登録番号を有する除排雪車両でなければならない。

- 2 受託者は、前項の車両のうちダンプトラックについて、別に定める補助枠仕様書に基づき、荷台補助枠を取付するものとする。この場合、委託者に誓約書を提出するものとし、委託者は受託者に対し、排雪運搬車契約済証を交付するものとする。
- 3 前項の規定による荷台補助枠を取付したダンプトラックは、排雪運搬車契約済証の注意事項を厳守するものとする。
- 4 受託者は、第1項のダンプトラックのうち、自家用備車については、有償運送許可証を得るものとする。

（作業計画書の提出）

第4条 受託者は、受託した工区又は路線の現地調査を行い、除排雪作業工程、使用重機、作業完了までの予定日数等をまとめた除排雪作業実施計画書を指定する期日までに委託者へ提出しなければならない。

（除排雪作業の実施基準）

- 第5条 受託者は、常に除排雪作業に従事できるよう、準備体制を整えなければならない。
- 2 受託者は、委託者の指示に従って除排雪作業を行うものとする。ただし、受託者は、降積雪状況により、交通の支障となる恐れのある場合は、自らの判断で除排雪作業を行うこととし、その旨を委託者に報告しなければならない。
 - 3 受託者は、除排雪作業中に車両等が故障した場合において、30分程度で修理可能である場合を除き、速やかに委託者に報告するとともに、同一能力の代替車両の充当について、委託者と協議するものとする。
 - 4 委託者は、降積雪状況により必要と認める場合は、委託者の直営作業班による除排雪作業を行うことができる。

（交通確保の目標）

第6条 交通の確保は、前条の規定によって実施するほか、次により行わなければならない。

（1）バス路線等主要幹線の除排雪作業については、早朝の始発バスの運行に支障のないよう原則的に6時までに完了すること。

(2) その他の路線については、通勤、通学に支障のないよう原則的に7時までに除排雪作業を完了することとするが、やむを得ない路線については、あらかじめ委託者と協議のうえ、承諾があった場合は、昼間に除排雪作業を行い、交通の確保をしなければならない。

(除排雪作業の管理及び検収)

第7条 受託者は、除排雪作業を完了したときは、作業日報に記録されたタコメーターのチャート紙または、その機能を有する同等のものから出力した用紙等を添付して直ちに、委託者に提出しなければならない。ただし、タコメーターまたは、その機能を有する同等のものを装着できない機能の作業車両を使用している場合は、この限りではない。

(騒音防止)

第8条 受託者は、市街地の除排雪作業にあたっては、できる限り騒音防止に努めなければならない。

(安全管理等)

第9条 除排雪作業の安全管理及び除排雪作業に伴う技術指導は、受託者の責任において行うものとする。

- 2 受託者は、別に定める「令和7年度除排雪作業安全管理マニュアル」に記載する事項を徹底することとする。
- 3 受託者は、区域内の道路、道路の付属物及び道路の占用物件等の状態を常に確認し、除排雪作業開始前に、作業上危険な個所の点検を行い、事故防止に努めなければならない。
- 4 受託者は、作業車両に必要な免許証及び技術を有する運転員を配置のうえ、除排雪作業に従事させなければならない。
- 5 受託者は、除雪作業中、安全確認のための誘導員を配置させなければならない。また、排雪作業中は、このほか交通整理員を配置させなければならない。
- 6 受託者は、除排雪作業中は、作業車両に黄色回転灯を点滅させ、通行人及び通行車両等に作業中であることを明示しなければならない。
- 7 受託者は、作業車両の後部の見易い箇所に「除雪作業中注意」の表示板を取り付け、通行人及び通行車両等に接近の可能性を表示しなければならない。
- 8 受託者は、作業車両に必ず委託者所定の市旗を掲揚し、委託者以外の作業に従事する場合は、市旗を取り外ししなければならない。

(休憩時間)

第10条 受託者は、除排雪作業時間の途中に、労働基準法第34条第1項に定める休憩時間（労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間）をとらなければならない。

- 2 前項の休憩時間は、除排雪作業時間に含まないものとする。

(除排雪後のパトロール)

第11条 受託者は、除排雪作業終了後、次に掲げる事項を行い、直ちに委託者所定の報告書により提出しなければならない。

- (1) 除雪作業終了後の実施状況の点検、道路状況の確認
 - (2) 高齢者等雪に弱い人達の住居出入口等への寄せ雪軽減
 - (3) 除排雪作業による物損箇所等の確認及び対応等
- 2 受託者は、前項第2号の事項を行ったときは、前項の報告書に作業前、作業中、作業後の現場写真を添付しなければならない。

(自動車損害保険等)

第12条 受託者は、除排雪作業に使用する車両について、相応の任意保険に加入するものとする。

(業務改善計画書の提出)

第13条 受託者は、除排雪業務評定要領に基づく評定点が60点未満であったときは、業務成績評定書の写しを受け取った日から14日以内に業務改善計画書を提出しなければならない。

別紙（第7条関係）

除排雪作業にかかる単品スライド条項の運用

除排雪作業にかかる燃料油価格の急激な高騰や下落は、除排雪作業委託料が不適當となることが想定されることから、当該委託においては単品スライド条項を適用させるものとする。

当該委託の単品スライド条項の運用は「青森市工事請負契約標準約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用基準」（令和4年11月18日制定）に準ずるものであるが、下記の事項についてはこの定めとする。

（請求）

第1条 請求は、11月～2月までの除雪機械稼働実績及び3月の稼働見込みにより行うこととする。

（請求日）

第2条 請求日は、3月1日までとする。

（協議開始日）

第3条 協議開始日は、3月11日までとする。

（変更額の通知日）

第4条 変更額の通知日は、3月25日までとする。

（各種様式）

第5条 請求や計算に用いる各種様式は、委託作業用の様式を使用すること。

（その他）

第6条 単品スライドの運用について疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

別表（第13条関係）

令和7年度除排雪車両単価表

(単位:円)

区分	規格	夜間		昼間		該当機種例 (差枠無し請負単価)			
		請負単価	うち消費税	請負単価	うち消費税	夜間		昼間	
						請負単価	うち消費税	請負単価	うち消費税
ダンプ	2t	14,190	1,290	12,760	1,160	9,944	904	8,998	818
	4t	15,840	1,440	14,520	1,320	11,110	1,010	10,164	924
	8t	19,470	1,770	18,040	1,640	13,640	1,240	12,650	1,150
	10t	22,550	2,050	21,230	1,930	15,730	1,430	14,850	1,350
トラクタ ショベル	0.34m³	17,710	1,610	16,060	1,460				
	0.6m³	20,130	1,830	18,370	1,670				
	0.8m³	21,230	1,930	19,470	1,770				
	0.9~1.0m³	22,550	2,050	20,680	1,880				
	1.2m³	23,320	2,120	21,450	1,950				
	1.3~1.4m³	23,870	2,170	22,000	2,000				
	1.5~1.7m³	27,720	2,520	25,850	2,350				
	1.9~2.1m³	30,470	2,770	28,710	2,610				
	2.3m³	32,010	2,910	30,250	2,750				
	2.5~2.9m³	33,660	3,060	31,790	2,890				
	3.1~3.3m³	37,950	3,450	36,190	3,290				
	3.5m³	39,490	3,590	37,730	3,430				
	4.0m³	43,120	3,920	41,360	3,760				
4.5m³	46,970	4,270	45,210	4,110					
5.0m³	49,500	4,500	47,740	4,340					
タイヤ ドーザ	8t(1.4m³)	29,370	2,670	27,610	2,510				
	11t(1.5~1.7m³)	32,010	2,910	30,690	2,790				
	13t(2.3m³)	35,530	3,230	34,100	3,100				
	16t(2.4~2.6m³)	42,240	3,840	40,810	3,710				
	19t	45,100	4,100	43,670	3,970				

区分	規格	夜間		昼間		運搬費 (片道 10km 毎)	うち 消費税
		請負単価	うち消費税	請負単価	うち消費税		
ブルドーザ	3t	18,040	1,640	16,390	1,490	34,100	3,100
	10t(湿地用)	23,760	2,160	22,000	2,000	61,600	5,600
	13t(湿地用)	26,290	2,390	24,530	2,230	66,000	6,000
	16t(湿地用)	31,130	2,830	29,370	2,670	84,700	7,700
グレーダ	アレード幅3.1m	44,880	4,080	41,250	3,750	-	-
	アレード幅3.7m	51,040	4,640	47,410	4,310	-	-
	アレード幅4.0m	57,970	5,270	54,450	4,950	-	-
	アレード幅4.3m	67,320	6,120	63,690	5,790	-	-
バックホウ	加-型0.2m³	16,280	1,480	14,850	1,350	53,900	4,900
	加-型0.35m³	18,370	1,670	16,830	1,530	66,000	6,000
	加-型0.4m³	18,920	1,720	17,380	1,580	72,600	6,600
	加-型0.5m³	19,800	1,800	18,260	1,660	84,700	7,700
	加-型0.6m³	23,320	2,120	21,780	1,980	100,100	9,100
ロータリ 除雪車	80PS級	42,020	3,820	39,600	3,600	-	-
	100PS級	51,370	4,670	48,950	4,450	-	-
	130PS級	54,890	4,990	52,470	4,770	-	-
	220PS級	79,640	7,240	75,900	6,900	-	-
	250PS級	81,730	7,430	77,990	7,090	-	-
	300PS級	84,700	7,700	80,960	7,360	-	-
	330PS級	106,260	9,660	102,520	9,320	-	-
散布車 (車載)	1.0~1.5m³	33,110	3,010	29,920	2,720	-	-
	2.0~2.5m³	36,850	3,350	33,660	3,060	-	-
凍結防止剤散布準備(横込・清掃)		4,576	416	3,960	360	-	-
除雪 トラック	7t積×4×4普通	41,360	3,760	38,940	3,540	-	-
	10t積×6×6普通	48,290	4,390	45,760	4,160	-	-

○誘導員及び交通整理員

区分	夜間単価	うち消費税	昼間単価	うち消費税
誘導員及び交通整理員	4,653	423	3,102	282

○橋梁歩道・狭隘歩道(人力・ハンドガイド)1m当たり

区分	単価	うち消費税	備考
橋梁歩道	177	16	人力
狭隘歩道	152	13	ハンドガイド

※備考 委託料の計算は、次のとおりとする。

- 除雪作業の場合の委託料は、除雪単価に除雪作業のキ口数を乗じて得た額。
- 排雪作業の場合の委託料は、車両等の区分による1時間当たりの単価にそれぞれ排雪作業時間数を乗じて得た額の合計額。
(1時間当たり未満の場合は15分単位とし、15分は0.25時間、30分は0.50時間、45分は0.75時間とし、それぞれの単価に乗じる。)
- 税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。
(1円未満切り捨て)

○貸与車両

区分	規格	夜間単価	うち消費税	昼間単価	うち消費税
小型 ロータリ	80PS級	21,340	1,940	18,920	1,720
	100PS級	22,220	2,020	19,800	1,800
	130PS級	22,440	2,040	20,020	1,820
ロータリ 除雪車	250PS級	33,440	3,040	29,700	2,700
	300PS級	33,770	3,070	30,030	2,730
	400PS級	36,740	3,340	33,000	3,000
グレーダ	アレード幅3.7m	29,480	2,680	25,850	2,350

○除雪(1km当たり)

区分	単価	うち消費税
全面委託工区	38,170	3,470
指定委託工区	33,880	3,080
幹線委託路線	56,430	5,130
補助幹線委託路線	33,880	3,080
郊外幹線委託路線	33,880	3,080

チャート紙の記録と
日報を突合

工区・路線別日報

作業日時:2026年01月25日 合計:1,666,654円 完了状況:残有り

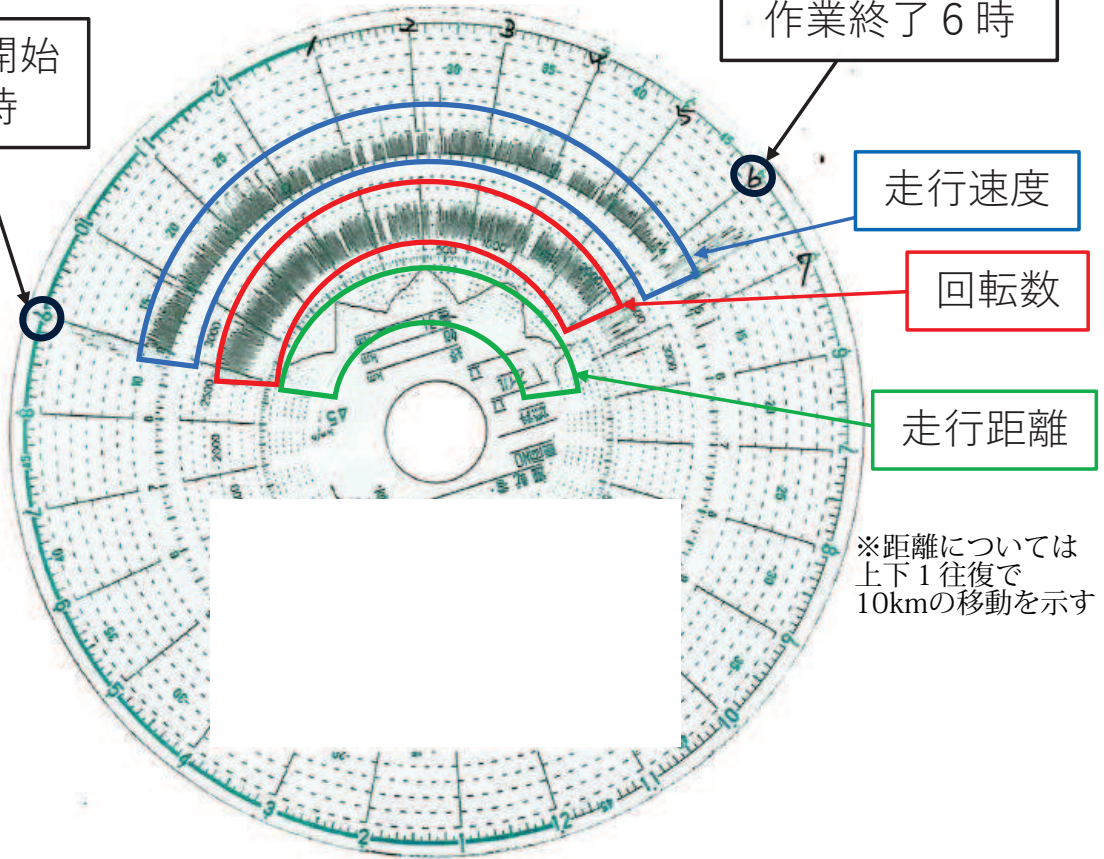
前の日報 < > 次の日報

車両区分	規格	車両番号	作業開始時間	作業終了時間	休憩	稼働時間	数量	単位	単価	単価(夜間)	金額	ファイル	備考
トラクタヨベル	2.5~2.9m3	青森000ろ670	2026-01-25 21:00	2026-01-26 06:00	無し	09:00	0	時間	31,790	33,660	302,940	〇	
トラクタヨベル	3.5m3	青森000ろ3583	2026-01-25 21:00	2026-01-26 06:00	無し	09:00	0	時間	37,730	39,490	355,410	なし	
ダンプ	10t	青森100か3438	2026-01-25 21:00	2026-01-26 06:00	無し	09:00	0	時間	21,230	22,550	202,950	なし	
ダンプ	10t	青森100か5298	2026-01-25 21:00	2026-01-26 06:00	無し	09:00	0	時間	21,230	22,550	202,950	なし	
ダンプ	10t	青森11か5979	2026-01-25 21:00	2026-01-26 06:00	無し	09:00	0	時間	21,230	22,550	202,950	なし	
ダンプ	10t	青森130た430	2026-01-25 21:00	2026-01-26 06:00	無し	09:00	0	時間	21,230	22,550	202,950	なし	
交通誘導員及び交通 整理員	-	交通誘導員及び交通 整理員	2026-01-25 21:00	2026-01-26 06:00	無し	09:00	2	時間・人	3,102	4,653	83,754	なし	
ダンプ	10t	青森100か3656	2026-01-25 21:00	2026-01-26 02:00	無し	05:00	0	時間	21,230	22,550	112,750	なし	

全面委託工区の
タコメーターチャート紙
(トラクタショベル)

作業開始
21時

作業終了6時



走行速度

回転数

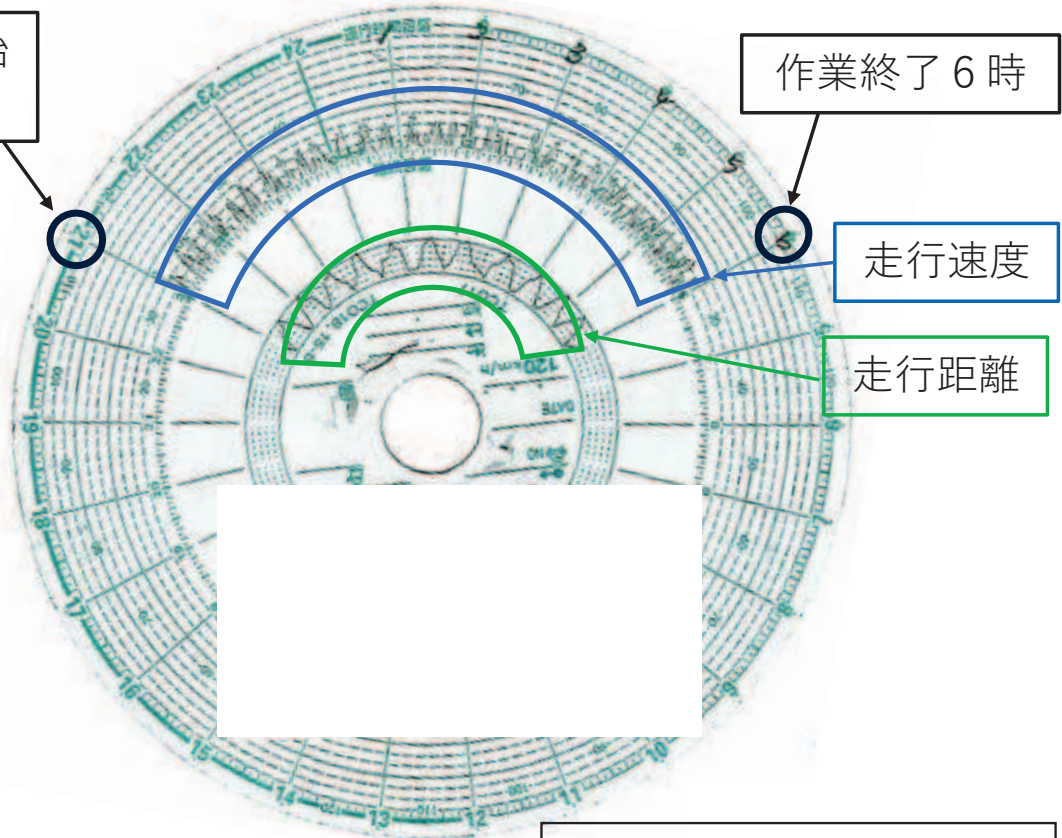
走行距離

※距離については
上下1往復で
10kmの移動を示す

全面委託工区の
タコメーターチャート紙
(ダンプトラック)

作業開始
21時

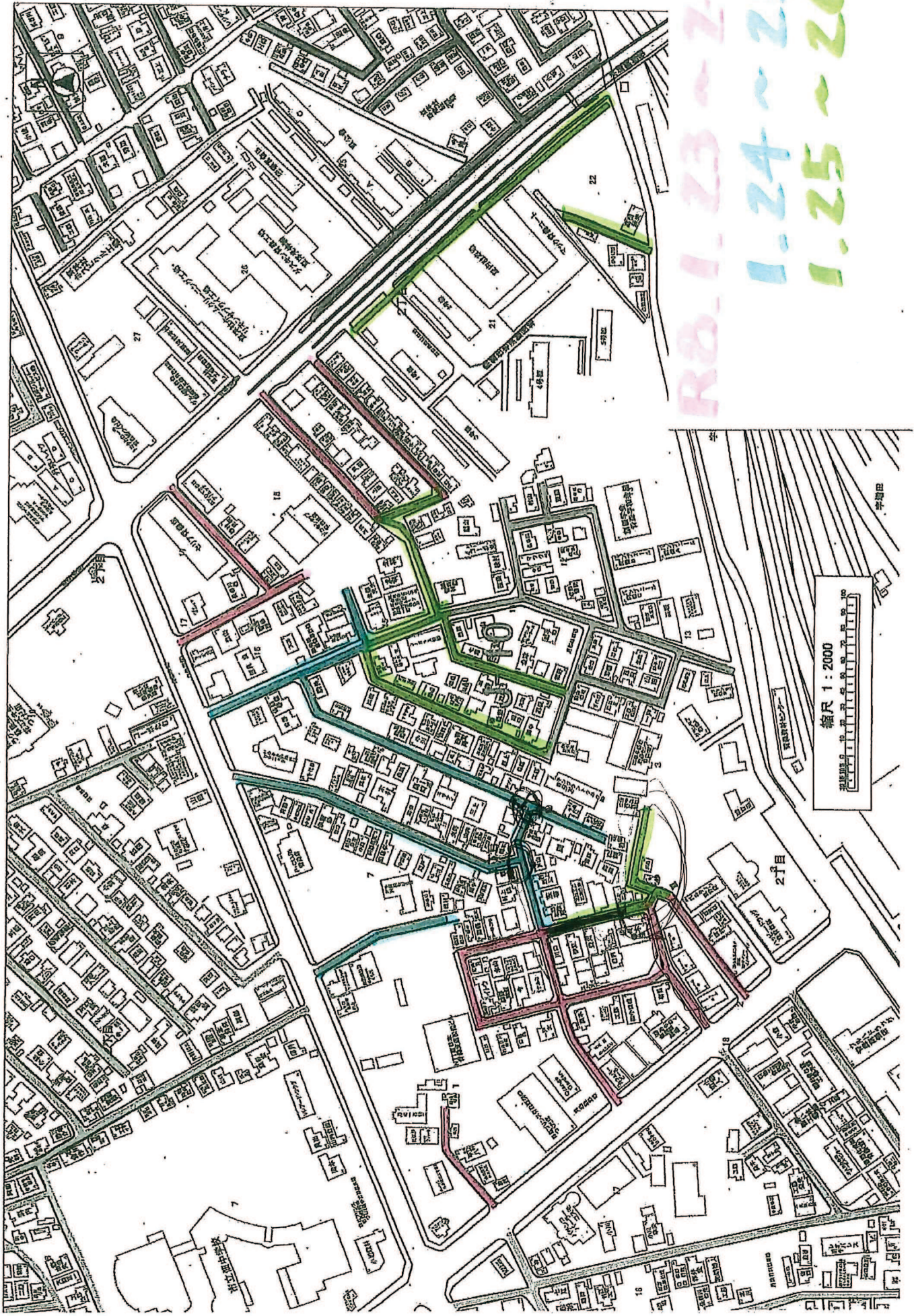
作業終了6時



走行速度

走行距離

- 走行距離...作業した距離が分かる
- 走行速度...作業中か移動中かが分かる
- 作業開始時間と作業終了時間
...稼働時間が分かる



1.23~24
1.24~25
1.25~26

縮尺 1 : 2000
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

作業計画書

令和7年10月31日

青森市長 西 秀 記 様

所在地 青森市大字諏訪沢字岩田51番地1
商号又は名称 株式会社大坂組
代表者職・名称 代表取締役社長 大坂 憲

令和7年10月31日契約する除排雪作業等業務委託に係る作業実施計画について、下記のとおり提出いたします

1. 工区・路線名

E-10-1 除排雪作業

2. 完了予定日数

3日

3. 作業部隊数

2部隊

4. 使用する機械の規格・台数

○部隊1
《重機》

種類	規格	台数
ショベル	1.4m ³ ~3.0m ³	6

《ダンプトラック》

規格	台数
10 t	8
4 t	6

E-10-1

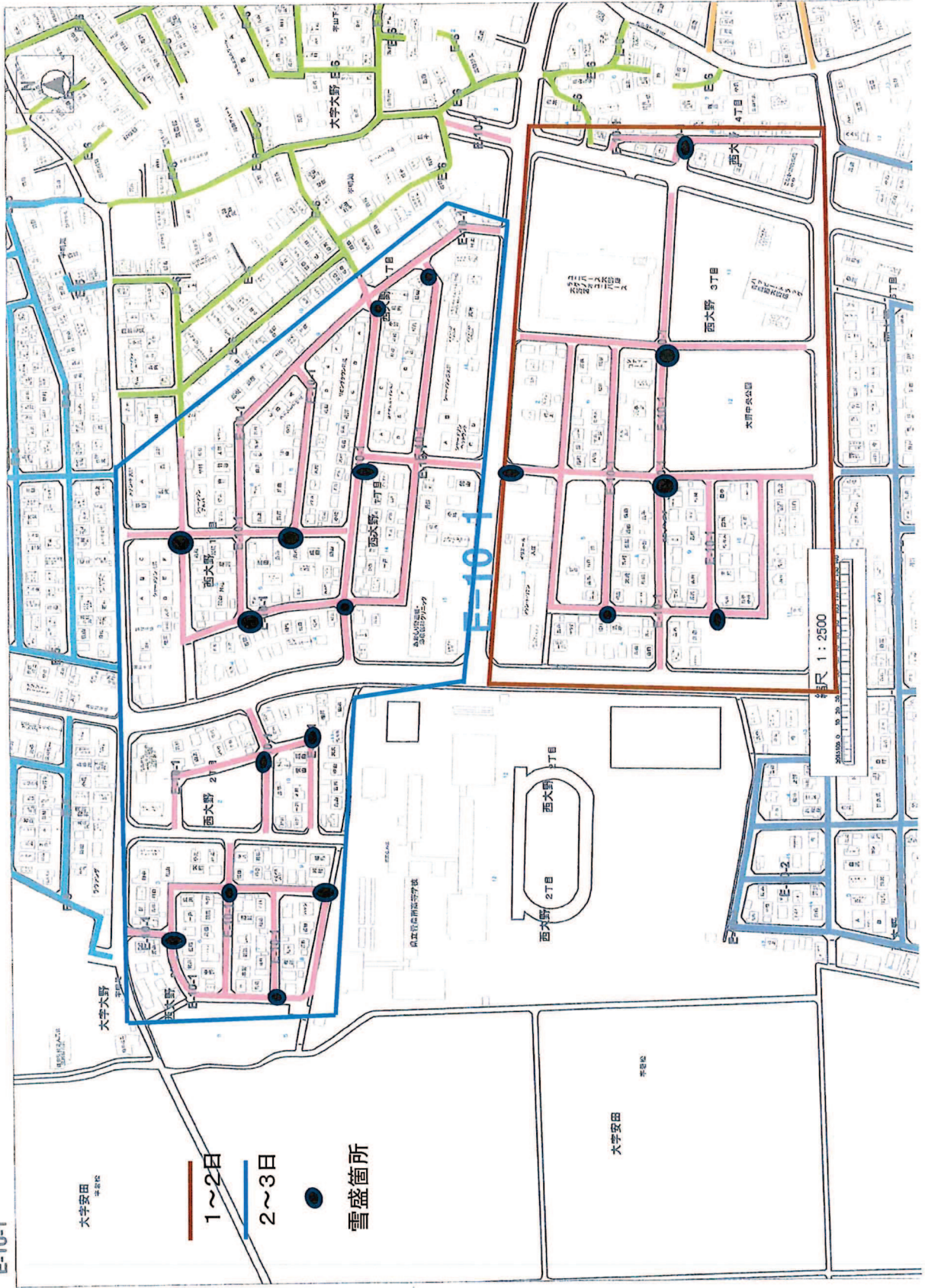
大学安田
★安田

1~2日

2~3日



雪盛箇所



【単価契約の契約書】

令和 8 年 4 月 10 日
第 1 回青森市議会全員協議会
都市整備部道路維持課

[〇〇 路線除排雪 〇〇〇]

除 排 雪 作 業 委 託 契 約 書

委託者 青森市中央一丁目 2 2 番 5 号
青 森 市

受託者

保証人

上記当事者間において、除排雪作業委託のため、次のとおり契約を締結した。

(委託作業)

第 1 条 委託者は、次に掲げる作業（以下「委託作業」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託した。

作業名 〇〇〇 除排雪作業

作業内容 別紙、除排雪作業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(委託期間)

第 2 条 委託期間は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までのうち、委託者が受託者に指示する期日及び時間とする。

(委託料の額及び支払)

第 3 条 委託料は、別表に定める区分ごとの単価により算出した額とし、車両及び機械の運転並びに誘導及び監督の経費一切を含むものとする。

- 2 受託者は、毎月の委託料を翌月末日までに、請求書により委託者に請求するものとする。ただし、1 1 月分の委託料（以下「最低保障額」という。）は金 〇〇〇 円（うち 〇〇〇 円は、消費税額と地方消費税額の合算額）とし、令和 7 年 1 月 1 4 日までに請求書により委託者に請求するものとする。この場合において、委託料の額の合計が最低保障額を超えることとなる日の属する月の委託料の額は、当該超えることとなる額とする。
- 3 前項ただし書の規定により、最低保障額を請求する場合にあっては、受託者は、第 1 9 条の規定により、受託者と同等以上の能力及び資格を有する保証人を立てるものとする。
- 4 委託者は、第 2 項本文の請求があった日から 3 0 日以内に、同項ただし書の請求があった日から 1 5 日以内に、それぞれ委託料又は最低保障額を受託者に支払うものとする。
- 5 第 2 項ただし書の規定による最低保障額の請求をしない場合で、同項本文の規定による毎月の委託料の額の合計が令和 8 年 3 月 3 1 日までに金 〇〇〇 円に満たないときは、委託者は、受託者にその差額を支払うものとする。ただし、第 1 5 条第 1 項及び第 1 6 条の規定によりこの契約を解除した場合は、この限りではない。

(税額)

第4条 前条第2項ただし書の税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、最低保障額に110分の10を乗じて得た額である。

(委託料の変更)

第5条 委託者は、必要があると認めるときは、書面により受託者に通知して、委託料を変更することができる。

(契約保証金)

第6条 受託者は、契約を締結する際に、支出予定額の100分の10以上の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をしなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

- 2 委託者は、受託者がこの契約を履行したときは、受託者の請求により遅滞なく前項の契約保証金等を受託者に還付するものとする。
- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 4 受託者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保険契約を付す場合は、当該保証は第17条第2項各号に規定する者による契約の解除についても保証するものでなければならない。

(物価の変動に基づく委託料の変更)

第7条 委託者又は受託者は、特別な要因により第2条の委託期間内に日本国内における燃料油の価格に著しい変動を生じ、委託料が不相当となったときは、委託料の変更を請求することができ、別紙除排雪作業にかかる単品スライド条項の運用に定めるところによる。

- 2 前項の場合における委託料の変更については、委託者及び受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の規定による請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(貸与機械)

第8条 委託者が委託作業に必要な除排雪機械(以下「貸与機械」という。)を受託者に貸与する際は、無償とし、別紙除排雪機械無償貸付仕様書に定めるところによる。

- 2 受託者は、善良なる管理者の注意をもって、貸与機械を維持管理しなければならない。
- 3 受託者は、委託期間が満了した場合、又は契約が解除された場合は、委託者の指定する期日までに貸与機械を返還しなければならない。
- 4 受託者は、自己の故意又は過失により貸与機械が滅失し、若しくは破損し、又はその返還が不可能となった場合は、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 5 受託者は、貸与機械が滅失、又は破損したときは、委託者に速やかに報告しなければならない。

(権利の譲渡等の制限)

第9条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第10条 受託者は、委託作業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(作業主任者)

- 第11条 受託者は、委託作業を指導監督する作業主任者を選定し、速やかにその氏名等を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者から受託者に対して、前項の通知に係る作業主任者の指導監督が不相当であると申入れがあったときは、受託者は、委託作業の実施に支障がないよう万全の対策をとるものとする。
- 3 作業主任者は委託作業の実施について、委託者と連絡を密にし、仕様書に明示されていない事項等については、委託者の指示に従わなければならない。

(実施状況の検査等)

- 第12条 委託者は、委託作業の実施状況を随時検査することができる。
- 2 委託者は、前項の検査の結果、受託者の行った委託作業が仕様書に適合しないと認めた場合は、委託作業の手直しを請求することができる。

(除排雪作業平準化のための努力義務)

- 第12条の2 受託者は、周辺地域等における作業の進捗のばらつきを解消するため、本契約以外の除排雪作業についても可能な限り協力することとする。
- 2 第1項の作業を行ったことによる費用の負担や、物損が発生した場合等、損害の負担については、作業を実施した事業者の責任によるものとする。

(委託作業の実施に係る損害)

- 第13条 委託作業の実施に当たり受託者に生じた損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担とする。
- 2 委託作業の実施に当たり受託者が第三者に及ぼした損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の責任と負担においてその賠償をするものとする。

(履行の確保)

- 第14条 受託者は、故意又は過失により委託者の指示した日時に委託作業に着手せず、又は中止する等の理由により委託者(委託者から当該作業を請け負った者を含む。)が受託者に代わって当該委託作業を実施したときは、その費用を弁償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

- 第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1) 正当な理由なく委託作業を実施しなかったとき、又は実施する見込みがないと認められるとき。
- (2) 委託作業の実施状況が著しく不相当であると認められるとき。
- (3) 第10条の規定に違反したとき。
- (4) この契約に関し、刑法(明治40年法律第45号)第198条の規定による刑(受託者が法人である場合には、その役員又はその使用人に対する刑を含む。)が確定したとき。
- (5) その他この契約に違反したとき。
- 2 委託者は、前項及び第16条の規定によりこの契約を解除した場合において、既に委託作業を実施した部分(以下「既成部分」という。)があるときは、当該既成部分に相当する額を委託料として受託者に支払うものとする。
- 3 前項の場合において、第3条第2項の規定による最低保障額の支払があったときは、当該支払済の額を前項の委託料から控除するものとし、当該支払済の額が前項の委託料の額を超えるときは、受託者は、当該超える額を委託者に返還しなければならない。

(委託者の催告によらない解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利または義務を第三者へ譲渡し、又は引き受けさせたとき。
- (2) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。
 - イ 公正取引委員会が、受託者又は受託者を構成員に含む事業者団体に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき（受託者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあつては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき）。
 - ロ 受託者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。
 - ハ 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員を含む。）又はその使用人に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
 - ハ 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員を含む。）又はその使用人に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）又はその使用人が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 受役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第17条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、契約保証金等を免除したものであるときは、第3条第1項に規定する委託料の100分の10に相当する額を違約金として受託者から徴収する。この場合において、違約金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 一 第15条第1項及び第16条の規定によりこの契約が解除された場合。
 - 二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の責務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 委託者は、第15条第1項及び第16条の規定により委託者がこの契約を解除したときは、第6条第1項の契約保証金等は違約金として委託者に帰属するものとする。

(損害賠償)

第18条 委託者は、第15条第1項及び第16条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受託者から徴収する。

(契約の保証)

第19条 保証人は、この契約によって受託者に生じる違約金及び損害賠償金について受託者と連帯して履行の責めを負うものとする。

- 2 保証人は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合において委託者から請求があったときは、受託者に代わって自ら委託業務を履行することを保証するものとする。
- (1) その責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を履行しなかったとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 保証人は、前項の請求があった場合は、この契約に基づく受託者の権利及び義務を継承するものとする。
- 4 前3項及び次条の規定は、受託者が第3条の規定による最低保障額の請求をしない場合は、効力を有しないものとする。

(保証人の変更)

第20条 受託者は、保証人が死亡し、又はその資格能力を失った場合は、速やかにこれに代わる者を保証人として立てなければならない。

(協議事項)

第21条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者及び受託者が(第19条の規定により契約の保証をなしたときは、保証人を含む。)協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、契約の保証をなしたときは、この契約書を3通作成し、委託者、受託者及び保証人が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月31日

委託者 青森市長 西 秀 記 印

受託者 印

保証人 印

別紙（第1条関係）

除排雪作業委託仕様書

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、委託者と受託者との間における除排雪作業委託契約に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載されていない事項については、除排雪事業実施計画に定める事項のほか、委託者の指示によるものとする。

なお、委託者、受託者及び地元町会等が地域コミュニティ除排雪制度に基づき、受託路線の除排雪方法に関して協定を締結した場合は、本仕様書の規定に関わらず、当該協定の内容を優先する。

（業務内容）

第2条 業務内容は、次のとおりとする。

〇〇〇 除排雪作業 〇〇〇 kmと、市が指示する除排雪作業

（除排雪作業時間及び除排雪車両等の調達基準）

第3条 委託期間中における除排雪作業時間は、委託者の指示によるものとし、除排雪車両等の調達にあたっては、道路運送車両法による車両検査に合格し、登録番号を有する除排雪車両でなければならない。

- 2 受託者は、前項の車両のうちダンプトラックについて、別に定める補助枠仕様書に基づき荷台補助枠を取り付けするものとする。この場合、委託者に誓約書を提出するものとし、委託者は受託者に対し、排雪運搬車契約済証を交付するものとする。
- 3 前項の規定による荷台補助枠を取り付けしたダンプトラックは、排雪運搬車契約済証の注意事項を厳守するものとする。
- 4 受託者は、第1項のダンプトラックのうち、自家用備車については、有償運送許可証を得るものとする。

（作業計画書の提出）

第4条 受託者は、受託した工区又は路線の現地調査を行い、除排雪作業工程、使用重機、作業完了までの予定日数等をまとめた除排雪作業実施計画書を指定する期日までに委託者へ提出しなければならない。

（除排雪作業の実施基準）

- 第5条 受託者は、常に除排雪作業に従事できるよう、準備体制を整えなければならない。
- 2 受託者は、委託者の指示に従って除排雪作業を行うものとする。ただし、受託者は、降積雪状況により、交通の支障となる恐れのある場合は、自らの判断で除排雪作業を行うこととし、その旨を委託者に報告しなければならない。
 - 3 受託者は、除排雪作業中に車両等が故障した場合において、30分程度で修理可能である場合を除き、速やかに委託者に報告するとともに、同一能力の代替車両の充当について、協議するものとする。
 - 4 委託者は、降積雪状況により必要と認める場合は、委託者の直営作業班による除排雪作業を行うことができる。

（交通確保の目標）

第6条 交通の確保は、前条の規定により実施するほか、委託者の指示する除排雪時間内に実施すること。ただし、これにより難しい事情のある場合は、委託者の指示により実施すること。

（1）バス路線等主要幹線の除排雪作業については、早朝の始発バスの運行に支障のないよう原則的

に6時まで完了すること。

- (2) その他の路線については、通勤、通学に支障のないよう原則的に7時までには除排雪作業を完了することとするが、やむを得ない路線については、あらかじめ委託者と協議のうえ、承諾があった場合は、昼間に除排雪作業を行い、交通の確保をしなければならない。

(除排雪作業の管理及び検収)

第7条 受託者は、除排雪作業を完了したときは、作業日報に記録されたタコメーターのチャート紙または、その機能を有する同等のものから出力した用紙等を添付して直ちに、委託者に提出しなければならない。ただし、タコメーターまたは、その機能を有する同等のものを装着できない機能の作業車両を使用している場合は、この限りではない。

- 2 受託者は、委託期間終了日までにすみやかに、作業毎に編綴した写真を提出しなければならない。
- 3 受託者は、除雪作業写真について、月に3回程度の頻度で作業状況及び作業機械を撮影すること。
- 4 受託者は、排雪作業写真について、次の各号のとおりとすることとし、できるだけ多く撮影し、整理すること。
 - (1) 路線排雪については、作業日毎、概ね1 km毎の着工前、積込状況、完了の撮影をすること。
 - (2) 部分排雪については、作業日毎、3箇所程度の着工前、積込状況、完了の撮影をすること。
 - (3) 捨場への搬入作業については、作業日毎に搬入状況を2枚以上撮影すること。

(騒音防止)

第8条 受託者は、市街地の除排雪作業にあたっては、できる限り騒音防止に努めなければならない。

(安全管理等)

第9条 除排雪作業の安全管理及び除排雪作業に伴う技術指導は、受託者の責任において行うものとする。

- 2 受託者は、別に定める「令和7年度除排雪作業安全管理マニュアル」に記載する事項を徹底することとする。
- 3 受託者は、区域内の道路、道路の付属物及び道路の占用物件等の状態を常に確認し、排雪作業開始前に、作業上危険な個所の点検を行い、事故防止に努めなければならない。
- 4 受託者は、作業車両に必要な免許証及び技術を有する運転員を配置のうえ、排雪作業に従事させなければならない。
- 5 受託者は、除排雪作業中、安全確認のための誘導員及び交通整理員を配置させなければならない。
- 6 受託者は、除排雪作業中は、作業車両に黄色回転灯を点滅させ、通行人及び通行車両等に作業中であることを明示しなければならない。
- 7 受託者は、作業車両の後部の見やすい箇所に「除雪作業中注意」の表示板を取り付け、通行人及び通行車両等に接近の可能性を表示しなければならない。
- 8 受託者は、作業車両に必ず委託者所定の市旗を掲揚し、委託者以外の作業に従事する場合は、市旗を取り外ししなければならない。

(休憩時間)

第10条 受託者は、除排雪作業時間の途中に、労働基準法第34条第1項に定める休憩時間（労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間）をとらなければならない。

- 2 前項の休憩時間は、除排雪作業時間に含まないものとする。

(除排雪後のパトロール)

第11条 受託者は、除排雪作業終了後、作業による物損箇所等の確認及び対応を行い、直ちに委託者に報告しなければならない。

(自動車損害保険等)

第12条 受託者は、除排雪作業に使用する車両について、相応の任意保険に加入するものとする。

(業務改善計画書の提出)

第13条 受託者は、除排雪業務評定要領に基づく評定点が60点未満であったときは、業務成績評定書の写しを受け取った日から14日以内に業務改善計画書を提出しなければならない。

別表（第3条関係）

令和7年度除排雪車両単価表

(単位:円)

区分	規格	夜間		昼間		該当機種例 (差枠無し請負単価)			
		請負単価	うち消費税	請負単価	うち消費税	夜間		昼間	
						請負単価	うち消費税	請負単価	うち消費税
ダンプ	2t	14,190	1,290	12,760	1,160	9,944	904	8,998	818
	4t	15,840	1,440	14,520	1,320	11,110	1,010	10,164	924
	8t	19,470	1,770	18,040	1,640	13,640	1,240	12,650	1,150
	10t	22,550	2,050	21,230	1,930	15,730	1,430	14,850	1,350
トラクタ ショベル	0.34m ³	17,710	1,610	16,060	1,460				
	0.6m ³	20,130	1,830	18,370	1,670				
	0.8m ³	21,230	1,930	19,470	1,770				
	0.9~1.0m ³	22,550	2,050	20,680	1,880				
	1.2m ³	23,320	2,120	21,450	1,950				
	1.3~1.4m ³	23,870	2,170	22,000	2,000				
	1.5~1.7m ³	27,720	2,520	25,850	2,350				
	1.9~2.1m ³	30,470	2,770	28,710	2,610				
	2.3m ³	32,010	2,910	30,250	2,750				
	2.5~2.9m ³	33,660	3,060	31,790	2,890				
	3.1~3.3m ³	37,950	3,450	36,190	3,290				
	3.5m ³	39,490	3,590	37,730	3,430				
	4.0m ³	43,120	3,920	41,360	3,760				
	4.5m ³	46,970	4,270	45,210	4,110				
5.0m ³	49,500	4,500	47,740	4,340					
タイヤ ドーザ	8t(1.4m ³)	29,370	2,670	27,610	2,510				
	11t(1.5~1.7m ³)	32,010	2,910	30,690	2,790				
	13t(2.3m ³)	35,530	3,230	34,100	3,100				
	16t(2.4~2.6m ³)	42,240	3,840	40,810	3,710				
	19t	45,100	4,100	43,670	3,970				

○誘導員及び交通整理員

区分	夜間単価	うち消費税	昼間単価	うち消費税
誘導員及び交通整理員	4,653	423	3,102	282

○橋梁歩道・狭路歩道(人力・ハンドガイド)1m当たり

区分	単価	うち消費税	備考
橋梁歩道	177	16	人力
狭路歩道	152	13	ハンドガイド

※備考 委託料の計算は、次のとおりとする。

- 除雪作業の場合の委託料は、除雪単価に除雪作業のキロ数を乗じて得た額。
- 排雪作業の場合の委託料は、車両等の区分による1時間当たりの単価にそれぞれ排雪作業時間数を乗じて得た額の合計額。
(1時間当たり未満の場合は15分単位とし、15分は0.25時間、30分は0.50時間、45分は0.75時間とし、それぞれの単価に乗じる。)
- 税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。
(1円未満切り捨て)

区分	規格	夜間		昼間		運搬費 (片道 10km 毎)	うち消費税
		請負単価	うち消費税	請負単価	うち消費税		
ブルドーザ	3t	18,040	1,640	16,390	1,490	34,100	3,100
	10t(湿地用)	23,760	2,160	22,000	2,000	61,600	5,600
	13t(湿地用)	26,290	2,390	24,530	2,230	66,000	6,000
	16t(湿地用)	31,130	2,830	29,370	2,670	84,700	7,700
グレーダ	ブレード幅3.1m	44,880	4,080	41,250	3,750	-	-
	ブレード幅3.7m	51,040	4,640	47,410	4,310	-	-
	ブレード幅4.0m	57,970	5,270	54,450	4,950	-	-
	ブレード幅4.3m	67,320	6,120	63,690	5,790	-	-
バックホウ	加圧型0.2m ³	16,280	1,480	14,850	1,350	53,900	4,900
	加圧型0.35m ³	18,370	1,670	16,830	1,530	66,000	6,000
	加圧型0.4m ³	18,920	1,720	17,380	1,580	72,600	6,600
	加圧型0.5m ³	19,800	1,800	18,260	1,660	84,700	7,700
	加圧型0.6m ³	23,320	2,120	21,780	1,980	100,100	9,100
ロータリ 除雪車	80PS級	42,020	3,820	39,600	3,600	-	-
	100PS級	51,370	4,670	48,950	4,450	-	-
	130PS級	54,890	4,990	52,470	4,770	-	-
	220PS級	79,640	7,240	75,900	6,900	-	-
	250PS級	81,730	7,430	77,990	7,090	-	-
	300PS級	84,700	7,700	80,960	7,360	-	-
	330PS級	106,260	9,660	102,520	9,320	-	-
散布車 (車載)	1.0~1.5m ³	33,110	3,010	29,920	2,720	-	-
	2.0~2.5m ³	36,850	3,350	33,660	3,060	-	-
凍結防止剤散布準備(積込・清掃)		4,576	416	3,960	360	-	-
除雪 トラック	7t積×4×4普通	41,360	3,760	38,940	3,540	-	-
	10t積×6×6普通	48,290	4,390	45,760	4,160	-	-

○貸与車両

区分	規格	夜間単価	うち消費税	昼間単価	うち消費税
小型 ロータリ	80PS級	21,340	1,940	18,920	1,720
	100PS級	22,220	2,020	19,800	1,800
	130PS級	22,440	2,040	20,020	1,820
ロータリ 除雪車	250PS級	33,440	3,040	29,700	2,700
	300PS級	33,770	3,070	30,030	2,730
	400PS級	36,740	3,340	33,000	3,000
グレーダ	ブレード幅3.7m	29,480	2,680	25,850	2,350

○除雪(1km当たり)

区分	単価	うち消費税
全面委託工区	38,170	3,470
指定委託工区	33,880	3,080
幹線委託路線	56,430	5,130
補助幹線委託路線	33,880	3,080
郊外幹線委託路線	33,880	3,080

別紙（第7条関係）

除排雪作業にかかる単品スライド条項の運用

除排雪作業にかかる燃料油価格の急激な高騰や下落は、除排雪作業委託料が不適當となることが想定されることから、当該委託においては単品スライド条項を適用させるものとする。

当該委託の単品スライド条項の運用は「青森市工事請負契約標準約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用基準」（令和4年11月18日制定）に準ずるものであるが、下記の事項についてはこの定めとする。

（請求）

第1条 請求は、11月～2月までの除雪機械稼働実績及び3月の稼働見込みにより行うこととする。

（請求日）

第2条 請求日は、3月1日までとする。

（協議開始日）

第3条 協議開始日は、3月11日までとする。

（変更額の通知日）

第4条 変更額の通知日は、3月25日までとする。

（各種様式）

第5条 請求や計算に用いる各種様式は、委託作業用の様式を使用すること。

（その他）

第6条 単品スライドの運用について疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

別紙（第8条関係）

除排雪機械無償貸付仕様書

（適用範囲）

第1条 この仕様書（以下「貸付仕様書」という。）は、排雪作業委託契約に基づき、委託者が委託作業に必要な除排雪機械（以下「貸与機械」という。）を受託者に無償で貸し付けする際の貸与機械の使用、管理等に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示によるものとする。

（貸与機械等）

第2条 委託者が受託者に貸し付けする貸与機械の名称、数量等は、貸与機械一覧別表に定めるとおりとする。

（使用管理）

第3条 受託者は、貸付期間中、善良なる管理者の注意をもって貸与機械を管理しなければならない。
2 受託者は、貸与機械の使用、管理にあたっては、委託者の指定する職員の指示に従わなければならない。

（用途指定等）

第4条 受託者は、貸与機械を委託者が指定する業務以外に使用してはならない。
2 受託者は、前項の用途以外に貸与機械を使用してはならない。

（機械の引渡し）

第5条 受託者は、委託者が指定する日時において、貸与機械の所在する場所において、委託者の指定した職員の立会いのもと、貸与機械の引き渡しを受けるものとする。
2 受託者は、貸与機械の引渡しを受けた場合は、遅滞なく、委託者又は委託者の指定する職員に対して除排雪機械借用書を提出しなければならない。

（機械の返還）

第6条 委託者は、機械の引渡しを受けた後、正当な理由なく貸与機械を使用しない場合、又はこの仕様書に違反した場合は、機械の返還を命ずることができる。

（使用状況の検査等）

第7条 委託者は貸与期間中に、委託者の指定する職員による貸与機械の使用状況についての検査を行うことができる。
2 受託者は、前項の検査により指定された事項を直ちに履行し、その結果を委託者に報告しなければならない。

（自動車損害保険等）

第8条 受託者は、委託作業に使用する貸与機械について、相応の任意保険に加入するものとする。

貸付仕様書別表（第2条関係）

貸 与 機 械 一 覧

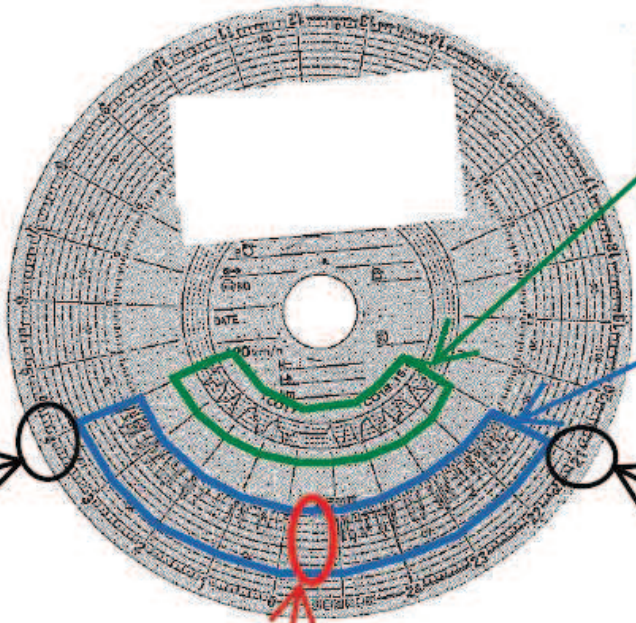
貸与機械名称	規格	登録番号	台数	備 考

車両区分	規格	車両番号	作業開始時間	作業終了時間	休憩	稼働時間	数量	単位	単価	単価(夜間)	金額	ファイル	備考
ダンプ	10t	青森100か2465	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:15~02/21 02:15	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	10t	青森100か2466	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:00~02/21 02:00	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	10t	青森100か2467	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:15~02/21 02:15	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	10t	青森100か467	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:15~02/21 02:15	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	10t	青森130ハ1500	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:00~02/21 02:00	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	10t	青森100か3816	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:00~02/21 02:00	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	10t	青森100ハ4913	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:00~02/21 02:00	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	10t	青森100ハ4964	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:15~02/21 02:15	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	10t	青森100か4021	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:30~02/21 02:30	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	10t	青森100か2804	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:15~02/21 02:15	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	10t	青森100ハ4652	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:30~02/21 02:30	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	10t	青森130ハ3300	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:00~02/21 02:00	08:00	0	時間	21,230	22,550	180,400	なし	
ダンプ	8t	青森100ハ3696	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:15~02/21 02:00	08:15	0	時間	18,040	19,470	160,628	なし	
交通誘導員及び交通整理員	-	交通誘導員及び交通整理員	2026-02-20 21:00	2026-02-21 06:00	002/21 01:00~02/21 02:00	08:00	3	時間・人	3,102	4,653	111,672	なし	

チャート紙の記録と
日報を突合



幹線（単価契約）の
タコメーターチャート紙
（ダンプトラック）



走行距離
※距離については、上下1往復で
10 kmの移動を示す

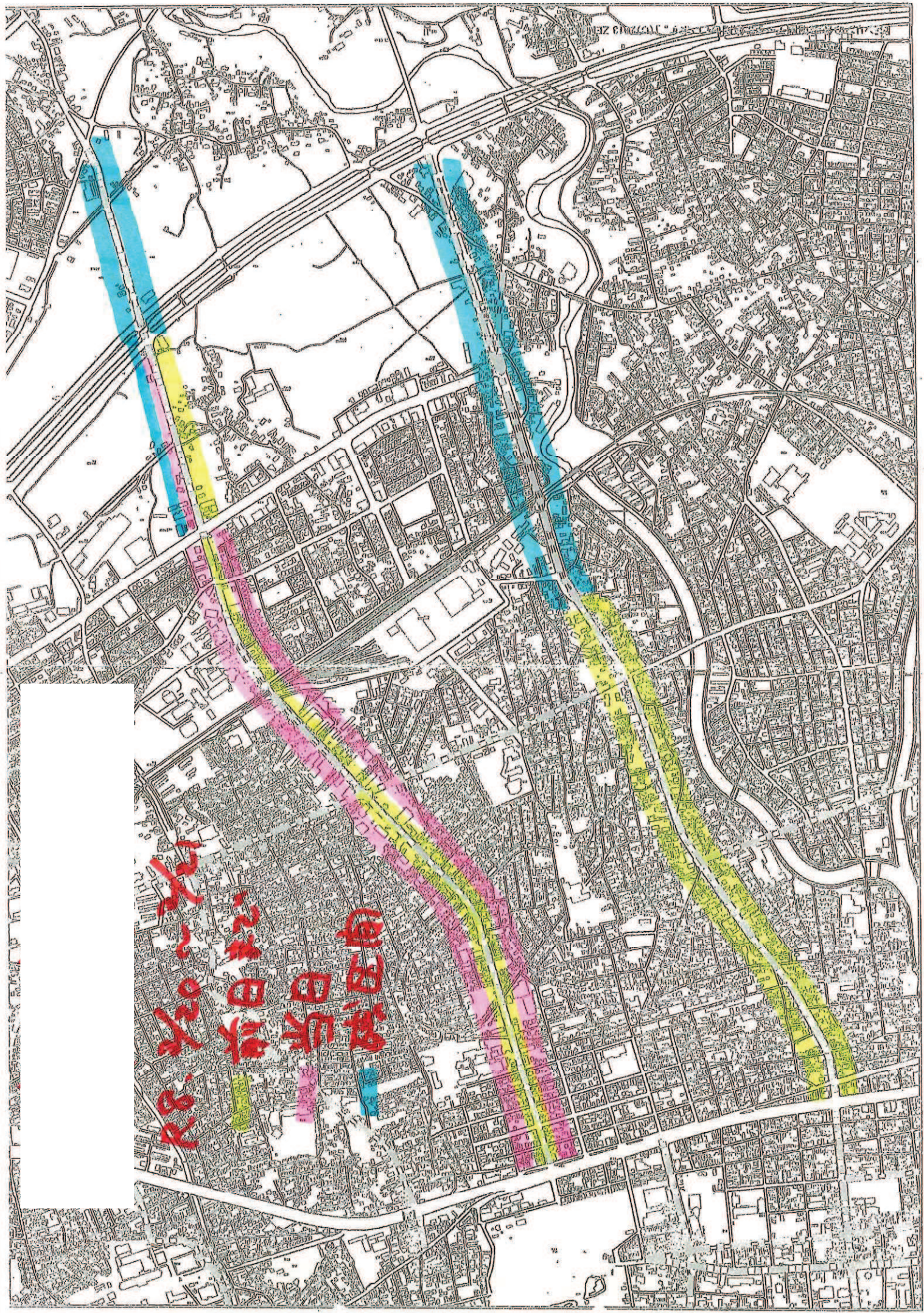
走行速度

作業終了
30時
(翌日6時)

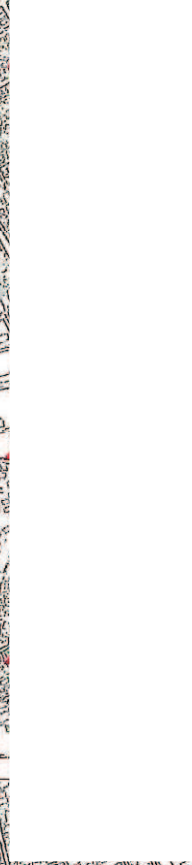
作業開始
21時

休憩時間
25時～26時
(翌日1時～2時)

- 走行距離...作業した距離が分かる
- 走行速度...作業中か移動中かが分かる
- 作業開始時間と作業終了時間
...稼働時間が分かる



東區
中區
西區
南區
北區



作業計画書

令和7年10月31日

青森市長 西 秀 記 様

所在地

青森市大字諏訪沢字岩田51番地1

商号又は名称

株式会社大坂組

代表者職・名称

代表取締役社長 大坂憲一

令和7年10月31日契約する除排雪作業等業務委託に係る作業実施計画について、下記のとおり提出いたします

1. 工区・路線名

合浦地区線 除排雪作業

2. 完了予定日数

1～3日

3. 作業部隊数

1部隊

4. 使用する機械の規格・台数

○部隊1

《重機》

種類	規格	台数
グレーダ	3.7m	1
ドーザ	16 t	1
ショベル	1.3m ³	1

《ダンプトラック》

規格	台数
10 t	25

雪盛箇所

台満地区線



除排雪作業

排雪作業

着工前

令和8年 2月19日



除排雪作業

排雪作業

ロータリー除雪車

積込状況

令和8年 2月20日



除排雪作業

排雪作業

完了

令和8年 2月21日

